

# 地研通信

発行人 楠本 孝  
 編集人 杉野 香江  
 発行所 三重短期大学  
 地域問題研究所  
 津市一身田中野157番地  
 〒514-0112 電(059)232-2341

題字 岡本祐次元学長

## 2017年 地域問題研究所研究員

(研究期間2017年4月～2018年3月)

所員 本学の専任教員は研究所の所員となります。

研究員 研究員は、研究費の支給を受けて、自ら設定したテーマについて地域に関する自主研究に従事します。(研究期間2017年4月～2018年3月)

### 研究員

研究員名	研究テーマ	研究概要
杉山 直	トヨタの労使関係の研究	トヨタは2016年から技能職の人事制度を変更し、現在は労使で「生産性向上に向けた働き方と仕事の変革専門委員会」を設け、技術職の「働き方」の見直しを進めている。本研究では、トヨタにおける事務技術職の人事管理の変更を明らかにしつつ、それを通じた労使の取り組みから、労使関係の新たな特徴を明らかにしたい。また、2016年から実施された技能職の人事制度についても、いくつかの課題が明かとなってきている。その点についても明らかにしたい。また、三重県には、トヨタ関連企業の下請け企業が多くあり、そこでは多くの外国人労働者が働いている。しかしながら、その労働や労使関係の実態は明らかではない。本研究では、コミュニティユニオンの協力をあおぎながら、その点を明らかにしていきたい。
三宅 裕一郎	安全保障法制が地方自治体や民間部門にもたらす影響	安全保障法制が施行されて1年が経過した。平時から有事まで様々な「切れ目のない」事態に自衛隊が対処することを可能とするこの安全保障法制は、これまで政府自身が維持してきた憲法9条解釈をも大きく踏み越える構造となっており、さらには、やはり2015年4月27日に再改定されアメリカの軍事的ニーズが全面的に打ち出された日米防衛協力の指針(日米ガイドライン)に規格されたものとなっている。当然のことながら、このような新しい安全保障法制は、自衛隊の活動範囲を拡大するだけでなく、一般市民生活にも大きな影響をもたらしかねない。つまり、現代の戦争では、軍事組織が円滑な軍事作戦を展開するためには、場合によっては地方自治体や民間部門の協力・動員が不可欠となるということであり、この論点は、実は安全保障法制論議の中でほとんど深まることはなかった。本研究では、安全保障法制が地方自治体や民間部門にもたらしうる影響について具体的なケースをあげながら検証する(例えば、事態対処法及び同法施行令で「指定公共機関」とされている三重交通株式会社など)。同時に、それらに対するコントロールをどのように確保していくかについても検討していきたい。

金江 亮	最適成長理論に基づく格差・成長の研究	<p>近年、ピケティがブームになるなど、資本主義の長期動向と格差問題とを結びつけた研究が注目されている。格差や階級の問題はリカード・マルクスの古典派経済学から扱われているが、これを現代の最適成長理論の枠組みで分析する。</p> <p>格差といっても、いろいろ考えられる。たとえば、松坂市は畜産が盛んであり、それを資本とみれば畜産資本の蓄積が進んでいる。同じように、四日市市は工業資本、伊勢市は漁業資本というように、種類の異なる複数の資本があり、その資本蓄積の差が経済成長や格差の問題にどう影響するかは、理論的にも実証的にも興味深い問題であり、研究したい。</p>
川崎 航史郎	自治体による公共事業発注時における労働法順守・労働条件確保策	<p>自治体が公共事業等などの発注を行う際に、設定された発注条件などによっては、従事する労働者の労働条件を低下させ、労働法違反をもたらす場合もありうる。特に、建設産業等の最低価格受注競争が行われる分野においては、使用者としての受注企業のみならず、発注者たる自治体が発注した条件が労働条件確保の観点から適切か否かについても問われる。</p> <p>本研究は、三重県を中心とする自治体の公共事業の発注が地域の労働者の労働条件にどのような影響を与えているのかを明らかにし、適切な労働条件の確保のための発注のありよう等について、法的に研究することを目的とする。</p>
大畑 智史	租税分野におけるマイナンバー制度	<p>近年、世界的に行政など社会の多くの場面でICT化の動きが強まってきた。このような状況の中で、日本では、マイナンバー制度が2015年度に施行段階に入った。このマイナンバー制度と税制とが密接な関連性を持つことはよく知られているが、その詳細な関連性分析が求められる状況がある。三重県内の行政などの場面においてもマイナンバー制度は無視できない。以上のことから、本研究では、租税分野におけるマイナンバー制度の現状を、幾つかの国内の主要な税の場合について整理し、この問題点とこれへの対策を考察する。この際、できるだけ、三重県などの地域における、本研究の主要論点についての事例分析も交えることとする。以上の分析は、租税分野におけるマイナンバー制度のより精確な運用につながるものと考えられる。</p>
長友 薫輝	皆保険体制による医療保障の現状と課題～国保の広域化に際して～	<p>2018年度から始まる国保の都道府県単位化をふまえて、公的医療保険による皆保険体制の医療保障が揺らいでいる。2015年5月に参議院厚生労働委員会参考人として意見陳述し与野党議員の質問にも回答したように、今回の国保の広域化は公的医療費抑制をさらに強化するだけでなく、都道府県および市町村の財政負担と地方統制の強化につながる恐れがある。その上、国保加入者の保険料負担増となることが予想される。こうした実態が明らかとなるよう、三重県および県内市町の現況を把握し、各都道府県との比較等を行う調査研究に取り組みたい。また、三重県国民健康保険運営協議会準備会委員としても国保の広域化に関わっており、地域づくりと医療保障についても焦点を当て研究を進めたい。</p>
山田 徳広	「新規シマサルナシ品種「三重南紀つる一号」に関する研究」	<p>シマサルナシは、日本の太平洋沿岸などに自生するマタタビ科のつる性植物である。三重県では熊野市沿岸部に自生している。三重県では2005年からシマサルナシの研究に取り組み、熊野地域に自生する数系統から優良系統を選抜して「三重南紀つる一号」と命名して品種登録をし、その生産と販売を促進している。</p> <p>シマサルナシの実は小型のキウイフルーツの様で、色、味覚、食感、食性はキウイフルーツとほぼ同じである。シマサルナシとキウイフルーツの大きな違いは、キウイフルーツにはたんぱく質を分解すると共に、アレルギー性の強いアクチニジンという酵素たんぱく質が多く含まれているのに対し、シマサルナシにはほとんど含まれていない事である。このことは、シマサルナシの利点であり、キウイフルーツではゼラチンゼリーが作れないのに対し、シマサルナシではゼラチンゼリーが作れるとされている。また、シマサルナシはキウイアレルギーを持っている人でも食べられるキウイフルーツ代替食品になりうると考えられている。</p> <p>これまでに一般的なシマサルナシの品種である「淡路」と「府中」についてはアクチニジンに関する研究がなされているが「三重南紀つる一号」に関する研究は行われていない。本研究では「三重南紀つる一号」のアクチニジン活性、アクチニジン含有量並びにゼラチンゼリー形成能に関する研究を行うことを目的とする。また、「三重南紀つる一号」を用いたスイーツを開発して12月のコラボカフェホノボノで披露して提供することによって「三重南紀つる一号」のPRを行う。</p>

小野寺 一成	地方都市再生に向けたコンパクトな都市構造の形成と都市再生手法に関する研究（その2）	昨年度に引き続き地方都市の再生に向け、重要な歴史的文化的資源と公的施設や都市機能が集積した城址周辺地区や商業業務地区を含む中心市街地及び地域拠点に着目して、コンパクトな都市構造の形成と都市再生手法に関する知見を得ることを目的とする。 昨年度収集した、都市機能が集積する城址周辺地区や商業業務地区において公共施設集約化等による先進的な都市づくりを行っている全国の事例を通して、今年度は中心市街地のあり方及び都市再生手法の検討を行う。具体的・先進的な事例をもとに調査を行い、先行プロジェクトの背景やプロセスの特徴をまとめ、地方都市再生のあり方や再生手法を考察し、三重県及び津市などの中心市街地などの活性化に資する。
駒田 亜衣	「三重県の栄養調査結果から探る健康づくり対策について」	三重県で実施された県民健康・栄養調査の結果を解析し、今後の健康づくりの方策について考察する。 これまでの三重県県民健康・栄養調査は、おおよそ5年ごとに大規模に実施されており、計4回の結果が公表されている。これらの結果が男女別、年齢区分別でみるとどう違うのか、また経年変化を確認することによって問題点が把握できると考える。 将来的な三重県の健康づくりに役立つ知見を得ることを目的として集計・解析を実施する。
武田 誠一	地域包括ケアシステムの深化に必要となる医療・介護供給体制の総合的研究	本研究では、地域包括ケアシステムを構成する医療、介護の供給体制の現状と課題の分析を行う。 地域包括ケアシステムを推進する上で、地域の医療体制を再構築する必要性が迫られており、各都道府県において地域医療構想を策定している。これにより医療機能の分化がより一層進められる。 しかし、三重県内の各圏域（桑員、三河、鈴亀、津、伊賀、松阪、伊勢志摩、東紀州）では、回復期機能、在宅医療を担う医療機関の不足が問題視されている。 また、機能分化の一翼を担う介護供給体制においても、新しい総合事業の実施によって互助が強化されようとしているが、互助による生活支援は地域間格差を拡大させかねない問題を持っており、介護保険サービスと互助のベストミックスを検討しなければならない。 そのため、本研究では地域住民が安心して暮らせる、地域包括ケアシステムを実現するための医療と介護のあり方について調査研究を行う。
北村 香織	1930年代の社会調査からみる「貧困」のてがかり～行政がとらえる貧困	1930年代に行政機関によって行われた社会調査の資料を基に、「貧困」を捉えるための基準がどのように設定されたのか、当時の行政機関は貧困のどの部分に介入する必要性があると考えたのかを考察する。日本国憲法第25条は「すべて国民は健康で文化的な…」と始まる。国民の「生存権」について述べたこの条文の示す「健康」とは、どのような状況と範囲を示すのか。「健康で文化的な最低限度の生活」を営むことが出来ない状況こそ国家が対応すべき「貧困」なのであるとすれば、国民の「健康」についての国や地方行政機関による捉え方を明らかにしておくことは重要な課題だと考える。 具体的には、現在入手できている厚生省（当時）と大阪市の調査資料の検討を行うことでその指標を探り、さらに地方都市である津市ではどのような状況であったのかを検討するために行政資料等の分析を行いたい。

## 奨励研究員

研究員名	研究テーマ	研究概要
楠本 孝	大規模災害時に日本人避難者と外国人避難者が協働して避難所を運営するための基礎的条件についての研究	昨年の熊本地震の際には、「『給水』『配給』といった言葉は日常会話ができる外国人にも難しく、不安を抱え避難所を退去した人が多数いた」、あるいは、「外国人のほとんどは自分が避難所に行っていないのかという気持ちを抱えていた」とされ、その結果、避難所に指定されていなかった熊本市国際交流会館（防災計画は、外国人避難対応施設と記載）が、母国語での情報や同じ境遇の仲間を頼って避難してくる外国人を受け入れる緊急の避難所となり、ピーク時には外国人避難者数が100人を超えた。しかし、他方では、外国人被災者が、熊本大学の避難所運営に携わり、熊本イスラミックセンターでは、全国のムス

		<p>リムから届けられた支援物資を避難所の被災者に届けたり、フィリピン人コミュニティが避難所で炊き出し支援をするなど、「多文化パワー」が発揮されたケースも報告されている。外国人集住都市会議が2014年に行った外国人住民対象のアンケート調査によると、「災害時に地域の人のため行う行動」として、「避難所の運営の手伝い」を挙げた人が約46%に達している。災害弱者としての側面が強調されやすい外国人も、条件が整えば、支援者となりうることで改めて確認されたと言える。</p> <p>三重県の外国人居住者数は熊本の約4倍であり、大規模災害時には熊本の場合の何倍もの外国人被災者が生じることが予想される。それだけに、被災した外国人が支援者となって、日本人被災者と協働して避難所を運営する必要性は、熊本の場合よりはるかに大きいと言えるだろう。『三重県避難所運営マニュアル策定指針』は、「外国人への配慮について」の項目で、避難所運営上の基本指標の一つに、「外国人が多い地域においては、運営委員に外国人メンバーが選出されているか」を挙げている。県内でも、外国人住民の多い自治体では、これに沿った対応が求められるところである。</p> <p>本研究の目的は、大規模災害時に日本人避難者と外国人避難者が協働して避難所を運営するための基礎的条件についての知見を得ることである。</p>
--	--	---

### 特別研究員

研究員名	研究テーマ	研究概要
岩田 俊二	人口動態等から見た災害弱者援護対策の検討 －三重県津市、尾鷲市、静岡県焼津市、沼津市の調査地区について－	過去数年にわたって三重県津市の香良洲浜浦地区、栗根上り地区、桜橋1丁目地区、三重県尾鷲市古江地区、静岡県焼津市港第14自治会第5町会等について災害弱者の援護対策についてのアンケート調査や現地調査を行い、各地区の災害弱者援護対策・体制をおおむね把握してきたところである。その対策・体制の実効性を高めるために、それらは当該地区の標高や海岸からの距離等地理的条件や人口動態・空家の状況・家屋の構造・形式等社会的条件からも検討される必要性を認識した。そこで、上記の調査地区について主に人口動態等の社会的な状況を調べ、当該地区で考えられている災害弱者援護対策・体制を検証してみる。
雨宮 照雄	1) ふるさと納税の現状と課題 2) 市町村財政分析手法の開発	1) ふるさと納税の現状と課題 ふるさと納税については、過度な返礼品競争が問題となっており、総務省は4月に返礼品の上限規制を導入すると報道されている。ふるさと納税の制度趣旨、寄付金の実績や控除額から見た税収格差は正の効果、各町村の対応、見直しの方向性などについて、全国の市町村、特に三重県市町の状況を調査し、検証する。 2) 市町村財政分析手法の開発 この間、三重県市町を対象にして、活動区分別のキャッシュフロー分析の有効性を検証してきた。本年は、その成果をまとめる。
茂木 陽一	捨子とマビキの比較研究	昨年度までの長崎の事例に東京府の事例を加えて、三重県域各藩の捨子禁令、並びに明治前期の三重県の捨子関係布達との比較を行い、地研年報に成果を発表する。

### 2017年度 地研運営体制

(2017年4月30日現在)

所長	楠本 孝	年報担当	大畑 智史
地研運営委員 法経科	大畑 智史	通信担当	杉野 香江
地研運営委員 生活科学科	駒田 亜衣	会計担当	楠本 孝
地研運営委員 生活科学科	杉野 香江	交流集会担当	楠本 孝
		HP担当	地域問題研究所

# 支出税と勤労意欲：ICT化の影響

大畑 智史

## I、序文

かつてから支出税構想に関し、法人税、国際課税、経済成長、所得格差や資産格差の問題、などの視点が交えられながら分析されている<sup>1</sup>。本稿では、支出税のなかでもミード報告における支出税を扱うこととするが、これは、理論的側面における、税務面での簡素性などの面からの、その構想の活用方法に関する議論がよくなされるからである。ただし、当該支出税については、その実際の側面においては、各種金融データ把握の困難さなど、複数のその施行上の問題点が指摘されており、主としてこうした実際の問題点から、当該支出税の施行の本格的な議論は殆どなされない状況がある。本稿では、支出税分析の中でも、とりわけ、支出税がこの税の納税者の勤労意欲に与える影響と、この点への、後に述べるような形で社会に多様な影響力を持つ ICT 化の影響を考察することとする<sup>2</sup>。ある、競争的企業の社員の勤労意欲の変動が、当該企業の生産性などの点に影響を与えることなどの点を考慮すると、そうした分析はなされるべきである。その ICT 化の影響は特にこれまで詳細に分析されてこなかった点であるが、支出税が当該税の納税者の勤労意欲に与える影響は、これまでも考察されてきた点である。なお、支出税の諸性質をより詳細に分析する上で、そうした支出税と勤労意欲との関連性分析は重要である。例えば、包括的所得税一本稿では  $S=H=S$  型一から支出税へ移行した場合、これらによる税率が同じなら、支出税の場合の方が税率が高い、ということが主張される。この場合、支出税の場合の方が勤労意欲が高く両者の場合で課税ベースの額が同一ということになれば、両税の場合において税率は同一であることになり、そうした主張は変わることになる。

なお、本稿では、字数の制約上、その支出税が施行上の問題がなく施行されており、ICT もセキュリティなどの面で問題なく導入済みの状態で稼働しているものとする。更に、本稿で労働者という場合、これは、本稿で考慮している支出税が課される労働者を指している。

## II、ミード型支出税の概観

支出税は、消費課税の一形態で、個人の消費支出額に対する直接税である。この課税ベースの算出については複数の型があるが、ミード型の支出税一本稿では普遍的支出税一の場合、それは基本的には、 $C$  (消費)  $= Y$  (所得)  $- \Delta W$  (資産純増) という式が活用される。各人の領収書等を集め、各人の  $C$  を求めることが不可能に近く、 $C$  はその形で求められる。この支出税は、ある人の生涯所得に担税力を求めるが、実際にそれに課税することが困難なため、実際の当該課税は、その年々の消費支出額でそれに近似する考えに基づく<sup>3</sup>。ここで、本課税ベース算出における、主要な、加算項目と控除項目とを整理すると、次の表のようになる。この控除は簡潔に言えば貯蓄控除と考えられる。

普遍的支出税の課税ベース算定方式		
加算項目	控除項目	
a 個人所得 賃金、俸給、配当、利子、賃貸料、利潤、ロイヤリティ	d 非消費支出 資産取得、貸付け、債務返済、現金勘定増、(贈与)、(直接税支払い)	表:ミード型普遍的支出税の課税ベース算定方式[川勝健志「ミード報告とイギリス型支出税」宮本憲一、鶴田廣巳、諸富徹 編『現代租税の理論と思想』有斐閣、2014年、210頁。] * 例外的ケースは考慮外
b 資本収入 資産売却、借入れ、債務返済受取り、現金勘定減	消費支出 a+b+c-d	
c 偶発所得 相続、贈与受取り		

本稿では、字数の制約上、支出税の諸性質は詳述できないが、その課税ベース算定における、貯蓄控除、などのことを考慮すると、先述のように、支出税は包括的所得税の場合と比べその課税ベースの算定が容易であると主張されることは一定程度は理解できる。

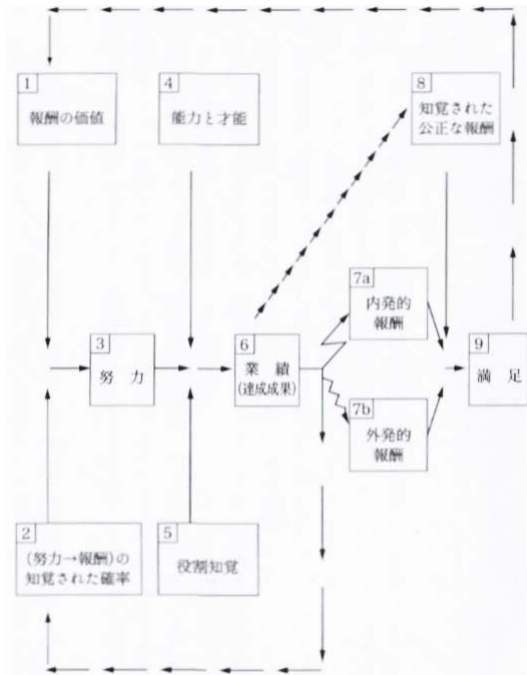
## III、支出税と勤労意欲との関連性に関する諸見解

勤労者の勤労意欲への支出税の影響については、明瞭な見解が存在しない。例えば、税率を一定とすると所得税の場合よりも高い税率で課税されるべきだろうが、高い税率が勤労意欲を増大させるか減退させるかは確かではなく、人々が主に貯蓄よりも当面の消費に関心を持っていれば、支出税は(確かでないが)勤労意欲を阻害する可能性がある、などと主張される<sup>4</sup>。また、その支出税の場合、男性の残業が生活必需品の支出でありながら、一層の生活の享受のためになされるならば、R. グードが述べる如く消費支出課税は消費支出を抑圧すると同時にそのような労働を思いとどまらせるような効果をもつ、またその場合、人々が一定水準の消費生活を保持したいと考える時、消費支出課税においても所得課税と

同様、その水準の回復を計るべく労働供給の増加効果がある、などと主張される<sup>5</sup>。以上の分析を深める上で、労働の種類別の峻別、量的側面・質的側面—生産性など—の峻別といった視点は重要である<sup>6</sup>。その他、当該論点の N. カルドアの見解が整理されており、ここでは、彼は、支出税は貯蓄に有利であり、退職後の税負担を軽くするので、早期退職を促すかもしれない、などと主張した上で、彼は、一般的な結論としては、累進支出税が勤労に与える非誘因要素は、同額の歳入を生み出す累進所得税に比べて小さく、後者に対するその優位性は、その人の稼ぎの変動が大きければ大きいほど、そして、最高時の稼ぎに賦課される所得税の限界税率が高ければ高いほど、ますます大きくなる、などと主張するとされる<sup>7</sup>。

#### IV、支出税と勤労意欲

本稿では、勤労意欲の因果関係を表現している既存のポーター＝ローラー・モデルを使用し、支出税と勤労意欲との関連性を分析する<sup>8</sup>。ただし、この際、字数の制約上、幾つかの想定を置くこととする。



図：ポーター＝ローラー・モデル

[金井壽宏『働くみんなのモチベーション論』日本経済新聞出版社、2016年、223頁。]

\* 「1」：もたらされたものそれぞれにどれだけの値打ちがあると予想されるか「2」：主観的確率、「3」：1の期待値、「4」：その筋の能力や才能が高ければ努力の成果は高まる、「5」：努力が課題や役割に合った正しい方向に向けられているか(精確→3と6との関連性向上効果)、「3→6」：コミュニケーションは重要、「7a」：うまく業績をあげたことから得られる、達成感・成長感・有能感・自己実現、など、「7b」：給与、昇進、など、「6→7b」：その人の職場が業績に依存した外発的報酬を生み出す、体制や規範を伴っているかどうかという点が影響(蛇腹の線)、フィードバック・ループ：「6→7a・7b」(前者後者のつながり具合)→「2」、「9」→「1」(このループを通じて、このプロセス・モデルは同時にサイクル・モデルとなる。)

出所：Lyman W. Porter and Edward E. Lawler, III (1968). *Managerial Attitudes and Performance*, Homewood, IL: Richard Irwin, p.165.

以上の枠組みで、住宅を保有する労働者—その購入による借入金の返済のため毎月その一定額を賃金で賄わなければならない生活資金に余裕のない状況にある—に対する支出税導入の影響を考察する。その返済は先の表に従う。この考察は、この労働者が、ある企業に就職直後で、まだ9がこの労働者において判明していない状況の下で勤務するというような初期状態から始め、この労働者の給与は、基本給与と成果給与とからなるものとする。また、この労働者の労働契約条件—給与、勤務時間、など—は、租税やICTからの影響を受けず、労働者貯蓄状況や法人税など、この箇所での分析枠組外の要素は、特に断りのない限り無視するものとする。更に、1の報酬の価値の内容は当該労働者のその生活状況の視点からのもので、また、この労働者の勤労意欲は当該図の3で示されるものとする。

まず、支出税導入—労働者による租税支払に注目、帰属家賃考慮—により、1の低下、2は一定、という状況が見られ、このことが3の低下につながると考えられる。しかし、支出税導入により、その労働者の勤務能力維持への自己投資額の減少といった状況に繋がることが考えられる。このことは4・5を低下させる効果を持つ。この結果、支出税導入により、6は、3・4・5のそれによる変動により低下する、ということになる。なお、ここで考慮している借入金返済は支出税課税ベースから控除されるものである。この点や支出税税額控除は、その3・4・5の低下、それぞれの影響を緩和する効果を持つものと考えられる。支出税率累進性上昇の場合は、これとは逆の効果を持つことは容易に分かる。

ここにおいて、6が低下すると、7aが低下する、と考えられることは言うまでもない。更に、ここで6が低下すると、7bは成果給体制的的確性の程度に応じて低下すると考えられる。7a・7b、これらは、

支出税導入の直接的影響を受けないと考えることが本稿では適切である。これをより具体的に言うと、本稿では、7a は、この労働者の業務内容や彼のその業績に依存するものであり、7b は、この労働者の労働契約条件に依存するものであるため、本稿では、これらが支出税導入の影響を直接受けると考えることは適切ではない。8 は、7a との関連性での支出税導入による影響はないとしてももちろん差し支えないが、7b との関連性での支出税導入によるその変動については若干複雑である。支出税導入がこの労働者の生活資金状況を悪化させること、この労働者の労働契約条件は租税の影響を受けないこと、これらのことを考慮すると、支出税導入により、当該労働者は、その労働契約内容をより充実したものにすることを望むことが考えられる。すると、このことは、先に述べた 7b の低下を悪化させる効果を持つことになる。以上のことから、もちろん、本ケースでは、支出税導入により、9 は低下する。すると、支出税導入による、9 の低下により、1 が低下することは容易に分かる。また、6 の低下で、ある努力水準において、その低下前よりも低水準領域の報酬が達成される確率が高まるような形で確率分布が変形する。こうした変動への、支出税課税ベースから控除される借入金返済や、支出税税額控除の影響力だが、それらは、支出税導入による 8 の「7b→9」への悪影響を緩和する効果—1 への正の効果につながる一を持つ。支出税率累進性上昇の場合は、これとは逆の効果を持つことになる。

以上のことから、支出税導入は 9 などの図内の複数の要素に悪影響を与えることが分かる。先の図の枠組みにおいて、それにより悪循環が形成される。また、この悪影響を緩和する要素が支出税には複数存在することもそこから分かる。更に、この労働者の生活資金状況の切迫した状況も、その各種悪影響を緩和する効果を持ち、これによりその悪影響がなくなる可能性も考えられる。なお、本稿の分析枠組みではその全てを扱っていないが、先に示した支出税課税ベース算定方式の表内の控除要素は、そうした緩和効果を持つことは考えられる。支出税の図内各要素への全体的影響の方向は、包括的所得税一貯蓄への二重課税、課税ベース評価の困難性、などの点が指摘される一でも同様である。だが、支出税の場合と比べその所得税の場合にはその悪影響を緩和する顕著な点が多く見受けられないなら—この可能性は十分考えられる一、その点で当該所得税よりも支出税が望ましい<sup>9</sup>。

## V、ICT 化の勤労意欲への影響：ミード型支出税の場合

近年、世界的に ICT 化の動きが進んでいるが、これには以下のような状況が見受けられる<sup>10</sup>。政府、企業、家計、などの主要組織は、ICT を通じて結合されるようになり、納税も ICT システムにより効率化している。このような中で、各種 ICT 機器から得られるビッグデータは、各主体の各種行為を効率よくしたりするために活用される。例えば、その活用で、企業は、仕入れなどの経済取引を効率よく行うことができたり、関係社員の業績評価を的確に行うことができたり、その社員の業務能力—業務方針の確立、生産性、他—を向上できたりするようになる。その他、テレワークなどの ICT 化により可能になる勤務形態の普及、BEMS や HEMS などの ICT システムによる電力供給の効率化、などの ICT 化関係の状況がある。本稿では、以上のような ICT 化の影響を十分に受ける労働者を考える。

1・2・3 が一定の状況から始める。ICT 活用により、業務内容習得の効率化やその他業務内容関連技術の習得の効率化、といった状況が考えられ、4 は上昇すると考えられる。5 も同様に、社内ビッグデータ活用による役割知覚の的確性向上、といった状況により、上昇すると考えられる。よって、6 も上昇する—7a・7b へは先の場合と逆の効果を持つ—。7a は、ICT 活用による、業務効率向上などの事情から上昇すると考えられる。7b は、ここではもちろん ICT 活用からの影響を直接受けない。8 は、7a との関連性での ICT 化による影響はないとしてももちろん差し支えないが、7b との関連性の場合には、若干複雑な点がある。本稿では ICT の活用により労働者の業績が向上する—労働者の生産性向上、などの効果—が、この場合、この労働者の、彼のより高い報酬への要求も強いものとなることが考えられる。この労働者への報酬については成果給部分が反映されるため、支出税導入の場合のような、8 の「7b→9」への当該悪影響は、無視できる程度のもので考えても不都合は生じない。本稿ではその影響は、そのように考えることとする。すると、ICT 活用により、9・1 は上昇することになる。6 の 2 への影響は、支出税導入の場合とは逆に、好影響が見受けられる。よって、ICT 活用で、以上のような形の好循環が形成されると考えられる。以上のことから、ポーター—ローラー—モデルに基づく、本稿におけるような ICT 活用は、支出税導入による、循環的な勤労意欲の低下を緩和することが分かる。この緩和効果は、支出税導入によるその低下効果を上回る可能性も考えられる。

## VI、結語

本稿では、支出税導入の、先述の形で生活資金に余裕のない労働者の勤労意欲への影響に関し、ポーター＝ローラー・モデルを活用し、かつ、ICT活用の視点を交え、分析した。この結果、支出税導入は労働者の勤労意欲を低下させるが、支出税税額控除などの支出税に特徴的な点の幾つかはそれを緩和することが分かった。また、その影響緩和の上で、その生活状況や、ICT活用が効果を持つことも分かった。ただし、当該分析の精緻化のため、本稿で想定していない各種状況下の労働者、支出税の本稿で考慮していない各種性質、その適否が大きく議論されるマイナンバー制度関係のICTシステム—日本—のような税務と大きく関わるICTシステムの普及<sup>11</sup>、企業内各種業務でのAI(人工知能)の活用の進展、などの視点をそこに詳細に交えることは欠かせない。

<sup>1</sup> [宮本憲一、鶴田廣巳、諸富徹 編『現代租税の理論と思想』有斐閣、2014年、Report of a Committee chaired by Professor J.E.Meade *The Structure and Reform of Direct Taxation*, George Allen & Unwin, 1978、拙稿「支出税の議論の展開」『三重法経』140、三重短期大学法経学会、2012年]等の文献を参照するとよい。

<sup>2</sup> 支出税の性質へのICT化の影響に関する本稿著者の分析は、主として、[Ohata Satoshi "On the Effect of the ICT Utilization against the Implementation Issues of the Expenditure Tax and the X Tax" *The Journal of the Law and Economic Society at Mie-Tankidaigaku*, 142, The Law and Economic Society at Mie-Tankidaigaku, 2014、拙稿「応能課税とIT化」『経済科学通信』120、基礎経済科学研究所、2009年]等の文献を参照するとよい。この前者では、ICT活用による支出税施行可能性向上、などの点に言及されている。

<sup>3</sup> 石弘光「課税の公平と課税ベースの選択：所得課税か支出課税か」『季刊 現代経済』59、日本経済新聞社、1984年、9頁。ここでは、支出税の場合における貯蓄への二重課税回避などの諸点についても議論される。

<sup>4</sup> サイモン・ジェームズ、クリストファー・ノブズ 著、日向寺純雄 監訳、菊池裕子、榊原正幸 訳『課税の経済学』勁草書房、1996年、211頁。この見解は、[大川政三、池田浩太郎、佐藤博 編著『財政政策の新展開』千倉書房、1980年、136頁。]でも述べられている。

<sup>5</sup> 今西芳治「個人課税は消費支出課税か所得課税か：1つの回顧と検討」『世界経済研究年報』4号、近畿大学世界経済研究所、1983年、50-51頁。本論点に関するR.グードの見解については、[Goode, Richard "The Superiority of the Income Tax", J. A. Pechman ed. *What Should Be Taxed: Income or Expenditure?*, The Brookings Institution, 1980, p.57.]等の文献を参照するとよい。

<sup>6</sup> 租税と勤労意欲との関連性に関し、男子労働と女子労働とを区別し、高齢層や若年層を除く男子の賃金弾力性は非負であったとしても非常に小さいため、男子労働に関しては、減税が労働供給を増大し(活性化)、歪みを緩和する(効率化)程度は十分に大きいとは考えにくい、等の主張もある[林正義「活力」と税制：労働供給および貯蓄の税率への反応に関する実証分析をめぐって』『経済活力と税制：金融関連税制を中心に』金融調査研究会、2003年、85頁。]。また、[牛嶋正『租税体系論』中央経済社、1978年、73-74頁。]等の文献も参考にするとよい。なお、もちろん、租税と勤労意欲との関連性については、スルツキー方程式に基づく分析はなされている。

<sup>7</sup> 高山新「カルドア『支出税』の理論と特徴」、宮本憲一、鶴田廣巳、諸富徹 編著(2014年)、前掲書、97-98頁。字数の制約上、引用文の詳細な内容は紹介できないが、これは当該箇所を参照するとよい。

<sup>8</sup> この図の説明は、基本的には[金井壽宏『働くみんなのモチベーション論』日本経済新聞出版社、2016年、第5章]の説明に基づく。本書では、このポーター＝ローラー・モデルの問題点が指摘される。例えば、モデルのなかに取り込まれている変数が全てポーターとローラーの実証的な調査研究の中で測定され、その効果が検証されているわけではない点が指摘されてきた、等のことが述べられる。

<sup>9</sup> 包括的所得税については、[J. A. Pechman ed. *What Should Be Taxed: Income or Expenditure?*, The Brookings Institution, 1980、宮本憲一、鶴田廣巳 編著『所得税の理論と思想』税務経理協会、2002年]等の文献で議論される。

<sup>10</sup> このようなICT化については、[総務省『情報通信白書 平成28年版』

(<http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/index.html>)、桑津浩太郎『2030年のIoT』東洋経済新報社、2015年、尾木蔵人『決定版 インダストリー4.0：第4次産業革命の全貌』東洋経済新報社、2015年]等の資料を参照するとよい。

<sup>11</sup> マイナンバー制度については、内閣府ホームページや、[拙報告書『マイナンバー制度：今後の課題』ジー・エル・シーR&C、2016年]等の資料を参照するとよい。

## 編集後記

今回の地研通信では、2017年地域問題研究所研究員の研究テーマについて紹介しています。先生方は地域発展に繋がるさまざまなテーマについての研究に取り組まれております。また、論文では、大畑智史先生に「支出税と勤労意欲：ICT化の影響」についてご執筆いただきました。是非ご一読ください。大畑先生をはじめ、地研通信にご協力いただきました先生方、皆様方に改めて感謝、御礼申し上げます。

(KS)